

監査法人退社時の持分払戻額の算定方法と監査法人の商人性

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 6 月 24 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 20218 号

【事 件 名】 出資持分払戻請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却

【参 照 法 令】 公認会計士法 34 条の 22、会社法 611 条、商法 502 条・503 条

【掲 載 誌】 金判 1626 号 34 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25589470

早稲田大学准教授 尾形 祥

事実の概要

訴外 A 法人は、財務書類の監査または証明等を目的として公認会計士法に基づき設立された無限責任監査法人であり、その会計年度は、A 法人の定款 22 条により、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとされていた。ただし、A 法人は、平成 28 年 4 月 1 日を始期とする決算期（第 18 期）の期中である平成 29 年 3 月に、決算期を 6 月末に変更する旨の定款変更をしたため、A 法人の第 18 期決算期は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までとなっていた。なお、平成 29 年 3 月末時点における A 法人の簿価純資産額は、7 億 8590 万 1125 円であった。

X₁ と X₂（いずれも原告。以下、両者を併せて「X ら」という）は公認会計士である。X₁ は、平成 12 年 2 月に A 法人に入所し、平成 18 年 4 月に社員（出資金額 300 万円）、平成 23 年 7 月に代表社員となり（追加出資金額 200 万円）、X₂ は、平成 15 年 10 月に A 法人に入所し、平成 24 年 11 月に社員となった（出資金額 300 万円）。

平成 29 年 4 月 20 日、X らは、A 法人に対し、同月 19 日付けでやむを得ない事由により退社（脱退）することおよび持分の払戻しを請求することの通知をした。この時点において、A 法人の定款は社員の脱退を予定した定めを設けているものの、損益分配の割合、利益の配当に関する事項、脱退に伴う持分の払戻しおよび持分払戻額の算定方法についての明確かつ具体的な定めは置かれていなかった。

かかる状況の下で、A 法人は、同年 6 月 9 日、持分の払戻しとして、X₁ に 500 万円、X₂ に 300 万円を支払ったが、X らは、A 法人を吸収合併し、その権利義務を承継した有限責任監査法人である Y 法人（被告）に対し、公認会計士法 34 条の 22 第 1 項において準用する会社法 611 条 1 項本文に基づき、上記既払戻額を除く A 法人の持分の払戻し（X₁ につき 3593 万 2350 円、X₂ につき 2155 万 9410 円）およびこれに対する商事法定利率年 6 分（平成 29 年法律第 45 号による改正前の商法 514 条所定のもの）の割合による遅延損害金の支払等を求めた。

本件の主たる争点は、持分払戻額の算定方法と商事法定利率の適用の可否である。

判決の要旨

「公認会計士法は、脱退に伴う持分の払戻し……について、脱退社員と監査法人との間の財産関係の清算という観点から、監査法人の純財産額に占める脱退社員の有する出資による分け前……の払戻しを想定しているものと解される……。持分払戻額の算定方法については、脱退時における監査法人の財産の価額（脱退時財産額）に、脱退時における脱退社員の持分割合（脱退時持分割合）を乗じることにより算定される額を持分払戻額とすることを原則としつつ、上記……の規定〔筆者注：公認会計士法 34 条の 22 第 1 項・会社法 611 条 1 項～3 項〕の趣旨に反しない限り、基本的に当該監査法人が定款で自律的に定めるところに委ね

られているものと解するのが相当である。

……Xらの脱退に伴う持分の払戻しについては、脱退時における監査法人の財産の価額（脱退時財産額）に、脱退時における脱退社員の持分割合（脱退時持分割合）を乗じることにより算定される額を持分払戻額とするのが相当である。」

「……持分計算の基礎となる法人財産の価額（脱退時財産額）の評価は、監査法人としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額とすべきものと解するのが相当である……。」

本件では、Xらの主張どおり、平成29年3月末の簿価純資産額をXらの持分払戻額の計算の基礎とするのが相当である。」

「脱退時持分割合については、監査法人の社員の出資金額及び社員に属する損益を基礎とした持分割合、すなわち、『脱退時の全社員の出資金額＋脱退時の全社員に属する損益の額』を分母とし、『脱退時の脱退社員の出資金額＋脱退時の脱退社員に属する損益の額』を分子とする比率（出資・帰属損益比率）によることとし、上記『脱退社員に属する損益』は、社員であった期間中の期ごとに、『当期純損益×当期末での（脱退社員の出資金額／全社員の出資金額（資本金））』との計算式により算定した損益の合計額から、脱退社員の利益配当請求による払戻額を控除した金額とすると解するのが相当である。」

「監査法人が行う財務書類の監査に関する業務は、請負の性質を有すると解される監査報告書の提出を主要な目的の一つとしている。そうすると、監査法人の行う業務は営利を目的とするものであるというべきであるから、監査法人は商法上の商人に当たると解するのが相当である（商法502条5号、同法4条1項参照）。」

「したがって、……社員の監査法人に対する持分払戻請求権……に係る遅延損害金については、商事法定利率年6分……が適用されるものと解すべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、監査法人であるA法人を退社（脱退）したXらが、A法人の権利義務を承継したY法人に対し、A法人の持分の払戻しおよびこれに対す

る商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払等を求めた事案である。A法人を退社したXらは、公認会計士法34条の22第1項が準用する会社法611条1項および3項に基づき、その出資の種類を問わず、金銭でその持分の払戻しを受けることができる。もっとも、公認会計士法34条の22第1項が準用する会社法611条2項は、退社した社員と監査法人との間の計算は、退社の時における監査法人の財産の状況に従ってしなければならないと規定するにとどまり、持分払戻額の具体的な算定方法は法文上明らかではない。

本判決は、下級審裁判例ではあるものの、監査法人退社時における社員の持分払戻額の算定方法につき、原則として、脱退時財産額に、脱退時持分割合を乗じることにより算定される額としつつ（以下、出資割合説）、会社法611条1項～3項の趣旨に反しない限り、定款で定めることを認めた点に意義がある。また、本判決が、公表裁判例として初めて、監査法人の商人性を認めた上で、商事法定利率の適用を肯定した点も注目される。

以下では、関連する判例・裁判例と学説を踏まえ、監査法人退社時における社員の持分払戻額の算定方法と監査法人の商人性についてそれぞれ検討する。

二 監査法人退社時における持分払戻額の算定方法

1 持分払戻額

本判決は、持分払戻額の算定方法につき一定の定款自治を認めている。この点に関連し、監査法人における出資の払戻しを請求する方法等（公認会計士法34条の22第1項が準用する会社法624条2項）につき定款に定めを置くことを認めた上で、これがなければ、出資持分払戻請求権の算定等は会社法の規定によるべきであるとした東京地判平21・7・10WLJPCA07108002（裁判例①）がある。持分の払戻しと出資の払戻しという相違はあるが、本判決は裁判例①と同様な判断を示したといえる。ただし、かかる定款自治は無制限に認められるものではなく、社員間の公平を図るべく、公認会計士法が準用する会社法の規定の趣旨に反しない範囲に限定されるべきである。

他方、本件では、XらがA法人を退社した時点において、持分払戻額の算定方法に係る定款の定めは置かれていなかったことから、これをいかに

算定すべきかが争われた。

本判決は、持分払戻額は出資時の出資額である（以下、出資額説）とのY法人の主張を排斥し、Xらが主張する出資割合説を採用した。監査法人退社時における持分払戻額の算定方法を示した最高裁判例は見当たらないが、平成18年改正前医療法¹⁾の下で医療法人を退社した社員が持分払戻しを請求した事案として、最判平22・4・8民集64巻3号609頁がある。この事案では、退社した社員はその出資額に応じて返還を請求できる旨の定款の定め（定款8条）が置かれていた。最高裁は、平成18年改正前医療法の下では、医療法人の財産の出資社員への分配は、医療法人が自律的に定めることができると解されるとした上で、残余財産の分配について払込出資額に応じて分配する旨の定款の定めが置かれていることに着目し、定款8条は、退社時におけるその法人の財産の評価額に、退社時における総出資額中のその社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求し得ることを規定したものであると判示した。この最高裁判決に対しては、出資割合説を採用すると、医療法人の経営基盤を危うくすることを理由に、定款8条を合理的に解釈し、出資額説を採用すべきであるとの見解¹⁾がみられる。しかし、定款が作成者以外の者も拘束する点に鑑み、その解釈に際しては体系解釈・文言解釈をベースとすることが望ましいとして、最高裁がかかる解釈手法を通じ、出資割合説を導出した点を肯定的に評価する見解もある²⁾。

本件では、A法人には上記の定款8条に相当する定めが置かれていないことから、本判決は、公認会計士法が準用する会社法の諸規定を体系的に解釈し、持分払戻額の算定方法につき出資割合説を採用したと考えられる。思うに、残余財産の分配の割合や損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定めるとの規定（会社法622条、666条）が監査法人に準用されることや、社員の退社による持分の払戻しが一部清算の性質を有し³⁾、残余財産の分配と共通性を持つことを併せ考慮すると、本件では持分払戻額の算定方法についても、上記の規定との整合性を図り、社員間の公平を確保すべく、出資割合説を採ることが妥当であり、これを採用した本判決は支持し得る。

なお、退社時における出資持分額が、監査法人

の貸借対照表上の純資産額を基礎として計算すると出資金額を下回り、監査法人の事業継続を前提とした価値が出資合計額を超えていないことや、従来、退社社員に一貫して出資金額で払い戻していたことに照らし、払戻金額を出資金額の限度で認めた東京地判平16・3・30WLJPCA03300009（裁判例②）がある。これに対し、本件では出資額を返還するルールや合意の存在は認定されておらず、また、退社時にA法人に財産が十分に確保されていたことから、出資額説は採用し難いように思われる。

2 脱退時財産額

出資割合説による場合には、まず脱退時財産額の算定方法が問題となる。本判決は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合の脱退組合員が持分払戻金の額を争った最判昭44・12・11民集23巻12号2447頁を引用し、脱退時財産額は、監査法人としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額とすべきであると判示した。

裁判例の中には、前掲最判昭44・12・11を受けて、中小企業等協同組合法に基づく協同組合の脱退組合員の持分払戻金は、時価に基づいて算定すべきとするもの（裁判例③）⁴⁾や、合同会社の退社社員の持分払戻しは、真実の価値によるべきであるとするもの（裁判例④）⁵⁾がみられる。

本判決は、Xらが退社した平成29年4月20日に近接した同年3月末の簿価純資産額を脱退時財産額と結論付けた。本件では、当該額がA法人の監査法人としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を上回るとの事実が認められなかったことからすれば、かかる結論は妥当であり、裁判例③、④とも整合する判断が示されたと評価し得る。

3 脱退時持分割合

本判決は、持分払戻額は、脱退時財産額に脱退時持分割合を乗じた額であるとした上で、脱退時持分割合は、「脱退時の全社員の出資金額（ α ）＋脱退時の全社員に属する損益の額（ β ）」を分母とし、「脱退時の脱退社員の出資金額（ γ ）＋脱退時の脱退社員に属する損益の額（ δ ）」を分子とする比率をいうとした。本件では、脱退時財産額が、 $\alpha + \beta$ と同額であったことから、Xらの

持分払戻額は、 $(\alpha + \beta) \times (\gamma + \delta) / (\alpha + \beta) = \gamma + \delta$ となる。 γ は既に X らに支払われており、 δ の算定が問題となる。

本判決は、 δ は、「当期純損益×当期末での（脱退社員の出資金額（ X_1 は 500 万円、 X_2 は 300 万円）／全社員の出資金額（9600 万円））」との計算式により算定した損益の合計額から、脱退社員の利益配当請求による払戻額（X らに対する利益分配はなく、0 円となる）を控除した金額であるとした上で、X らが退社した平成 29 年 6 月期の当期純損益は平成 29 年 3 月末時点での繰越利益剰余金額に相当する 6 億 8990 万 1125 円であると結論付けた。

社員が退社する場合には、持分の計算のために財産目録および貸借対照表が作成されるべきものと解されているが⁶⁾、本件では、X らの退社時に A 法人はこれらを作成しなかった。加えて、同年 6 月期の計算書類を基に計算した利益分配額が同年 3 月末時点の計算書類を基にした利益分配額を下回ることはないとの事実が認定されていることに照らせば、繰越利益剰余金額を当期純損益としたことは首肯し得る。

三 監査法人の商人性

これまで、監査法人の商人性について判示した判例・裁判は見当たらない⁷⁾。監査法人が商法 4 条 1 項にいう自己の名をもって商行為をなすことを業とする者に該当するか否かを判断するに際し、本判決は、監査法人の業務の主要な目的の一つである「監査報告書の提出」が営業的商行為である「作業又は労務の請負（商法 502 条 5 号）」に該当するとして、監査法人の商人性を肯定した。しかし、本判決は、雇用契約に基づく労務の提供を労務の請負と位置付けるのは不自然であり、「監査報告書の提出」を作業の請負と解したのであるが、監査報告の作成・提出は「作業の請負」とはかなり異質なものであるとして、本判決に疑問を呈する見解⁸⁾もあり、A 法人の業務の性質からその商人性を導くことは困難であろう。

なお、商法 4 条 1 項の「業とする」とは、営利目的をもって同種の行為をもって反復継続して行うことをいい、営利目的とは少なくとも収支相償うことが予定されていることを意味すると解されている⁹⁾。X らの退社時点における A 法人の財産状況に照らせば、A 法人は収支相償うことを予

定して業務を行っていたともいえる¹⁰⁾。しかし、A 法人の業務が営業的商行為に当たるとは解し難く、そうであれば、商法 4 条 1 項の「商行為」の要件が満たされず、A 法人の商人性を否定せざるを得ない。

監査報告の作成・提出が営業的商行為に当たらないと解すれば、公認会計士の行う文書の作成・提出も商行為に該当せず、その商人性は基本的には否定されよう。かかる帰結は、公認会計士等の自由職業人は商人に該当しないとする通説的理解¹¹⁾とも整合的である。

●——注

- 1) 山田創一「判批」専修ロー6号（2011年）166頁等。原審である東京高判平20・7・31民集64巻3号664頁は出資額説を採る。
- 2) 西内康人「判批」法教365号（2010年）15頁、鹿野菜穂子「判批」リマックス43号（2011年）12頁等。
- 3) 神田秀樹編『会社法コメンタール（14）』（商事法務、2014年）262頁〔松本暢子〕。
- 4) 名古屋地判平14・10・29判タ1153号285頁。熊本地判平10・2・18判タ985号292頁は、持分払戻金を簿価により算定するとの定款の定めは違法ではないとする。
- 5) 名古屋地判昭62・9・29判時1264号128頁。
- 6) 松本・前掲注3）262～263頁。
- 7) 裁判例①、②は、この点に検討を加えることなく、持分払戻請求に係る遅延損害金に商事法定利率と民事法定利率をそれぞれ適用した。なお、判例は、信用協同組合（最判昭48・10・5判時726号92頁、最判平18・6・23判時1943号146頁）等の協同組合や信用金庫（最判昭63・10・18民集42巻8号575頁）の商人性を否定する。
- 8) 弥永真生「本件判批」金判1626号（2021年）2～3頁。
- 9) 近藤光男『商法総則・商行為法〔第8版〕』（有斐閣、2019年）20頁等。
- 10) 青竹正一『商法総則・商行為法』（信山社、2019年）44頁は、企業的経営方法をもって運営される会計事務所に営利目的が認められる可能性を否定しないが、A法人がそのように運営されていたかどうかは認定事実からは明らかでない。なお、服部栄三『商法総則〔第3版〕』（青林書院新社、1983年）245頁は、公益法人や企業組合のような協同組合の商人性が認められる余地があるとする。
- 11) 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法〔第3版〕』（有斐閣、2019年）18頁注7等。